

令和2年6月26日

令和2年第2回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料

福祉子どもみらい局

目 次

	ページ
1 ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組みについて.....	1
2 津久井やまゆり園の再生について.....	3
3 障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会の設置について.....	7
4 さがみ緑風園の指定管理者制度の導入時期の変更について.....	10

1 ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組みについて

ともに生きる社会かながわ憲章（以下「憲章」という。）の理念の普及に向けた、令和2年度の取組みについて報告する。

(1) 取組みの方向性

- これまで、県内各地域のイベントへの参加や学校での普及、市町村や団体、教育と連携した取組みを進めるとともに、企業や大学とも連携し、多くの県民への普及に取り組んできた。
- 今年度、イベント等の扱いは、原則、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた県の基本方針」に沿って判断するが、ホームページやSNS等の可能な手法を検討しながら、普及に取り組む。
- 金澤翔子氏が揮毫した題字やロゴデザインの活用等、ターゲットに応じた効果的な広報を実施する。

(2) 取組内容

ア ともに生きる社会かながわ推進週間の取組み

7月20日（月）から26日（日）までの推進週間に、次の取組みを行う。

(ア) 津久井やまゆり園事件の追悼

追悼式は開催しないが、事件によりお亡くなりになった方々を追悼するため、津久井やまゆり園前に献花台を設置するとともに、追悼の言葉を県ホームページに掲載する。

(イ) ともに生きる社会かながわ推進週間の普及活動

県のたよりやタウン誌等、様々な媒体を活用した集中的な広報を実施する。

イ 「みんなあつまれ」の実施

(ア) 趣旨

障がいの状態や程度にかかわらず、パラスポーツやアート等、同じ体験を共有し、ともに楽しむことを通じて、「ともに生きる社会」を自分の身近に考えることを目指す。

(イ) 今後の方向性

連携先イベントの主催者の判断等を踏まえ、実施の可否を判断する。

ウ 共生社会実現フォーラムの実施

共生社会の実現に向けて、多様な実践者たちの事例を学びながら、誰もが行動する社会を考えるフォーラムについて、実施の時期や手法を検討する。

エ 市町村との連携

市町村と連携し、市町村の広報誌への憲章PR文の掲載等の取組みを県内各地で展開し、県民に身近な地域で憲章に触れていただく。

オ 企業・団体との連携

企業や団体と連携し、従業員等への憲章の理念の普及を図る。

- ・ 従業員向け研修等の実施
- ・ 障がい者理解や体験のコンテンツを持っている企業や団体の情報をホームページで発信し、イベントへの出店を希望する障がい者団体とイベント主催者とのマッチング等の実施

カ 県教育委員会との連携

県教育委員会と連携し、子どもたちへの憲章の理念の普及を図る。

- ・ 全県立学校で校長等による講話や「いのちの授業」を通じた憲章の理念の理解促進
- ・ 県内すべての児童・生徒を対象とした「いのちの授業」大賞作文コンクール（「ともに生きる社会かながわ憲章の部」を含む）の実施

キ 大学との連携

大学と連携し、学生等への憲章の理念の普及を図る。

- ・ 憲章に関する講義の実施
- ・ 学生とのワークショップを通じた若者ならではの普及に係るアイデア出しや情報の発信

ク 若年層を主要なターゲットとした取組み

ロゴデザインを活用した取組みについては、引き続き、SNS等を活用したキャンペーンや広報等に加えて、市町村や企業、大学等とも連携した取組みを行い、従来の取組みだけでは届きにくかった若年層を含む多くの県民を対象に憲章のさらなる普及を図る。

2 津久井やまゆり園の再生について

「津久井やまゆり園再生基本構想（平成 29 年 10 月）」に基づく、施設整備や指定管理、意思決定支援について、現在の取組状況を報告する。

(1) 施設整備等

令和 3 年度中にすべての利用者の入所が完了するよう、これまで利用者が生活していた千木良地域の「津久井やまゆり園」に加え、利用者の仮居住先となっている芹が谷地域に「芹が谷やまゆり園」を整備する。

ア 工事の進捗

(ア) 津久井やまゆり園

期 間：令和元年 12 月～3 年 4 月

内 容：居住棟等の新築工事
管理棟、厨房棟、体育館等の改修工事

実施状況：令和 2 年 1 月 29 日に着工、現在、基礎工事を実施

供用開始：令和 3 年 8 月予定

(イ) 芹が谷やまゆり園

期 間：令和元年 12 月～3 年 9 月

内 容：民間活力を活用した「設計施工一括発注方式」による施設整備

実施状況：令和元年 12 月 20 日、施設整備業務委託契約を締結、現在、敷地に現存する建物の解体・撤去などの準備工事を実施

供用開始：令和 3 年 12 月予定

イ 鎮魂のモニュメントの整備

(ア) 基本的な考え方

事件で命を奪われた利用者への鎮魂の想いととも、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念も踏まえた、差別や偏見のない社会を目指す誓いと、事件を風化させないための後世へのメッセージを表すモニュメントを整備する。

(イ) これまでの取組み

ご遺族や家族会、園の職員などからモニュメントの趣旨や設置場所等について意見を聴取するなど、整備に向けた検討を行った。

(主な意見)

- ・ 事件を二度と起こしてはいけないという社会へのメッセージが重要である。
- ・ モニュメントの設置場所は、施設の入口付近が訪問しやすいが、今後、園で生活する方や職員の気持ちに配慮してほしい。
- ・ 献花に来られた方のためにベンチを配置できるスペースを確保してほしい。

(ウ) 今後の進め方

モニュメントの設計について、これまで遺族などからいただいた意見を整理し、民間事業者からプロポーザルによる提案を募集する。

a 設計イメージ

- ・ 想いを共有、体感できるようなデザイン
- ・ 献花など弔慰を示すことができるスペースの確保
- ・ 誰もが訪れやすい交流ゾーンへの整備

b 今後のスケジュール

令和2年9月	第3回県議会定例会厚生常任委員会に事業者の選定結果を報告
11月	第3回県議会定例会厚生常任委員会にモニュメントの設計イメージ(案)を報告
令和3年2月	令和3年第1回県議会定例会厚生常任委員会にモニュメントの製作の入札結果を報告
夏頃	モニュメントの整備完了予定

(2) 指定管理

- ・ かながわ共同会と指定期間の短縮について協議を行い、令和2年第2回県議会定例会に、津久井やまゆり園に係る指定期間を短縮する旨の議案を提出した。
- ・ 今後、かながわ共同会を新しい津久井やまゆり園と芹が谷やまゆり園の指定管理者として、非公募による審査の手続きを行う。
- ・ 指定期間は、新しい津久井やまゆり園の開所に合わせて、両施設とも令和3年8月から令和4年度末までとする。
- ・ 両施設の指定管理者評価委員会(別紙参照)を設置し、申請内容の評価を行う。

(今後のスケジュール)

令和2年9月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に選定基準(案)を報告

令和3年2月 令和3年第1回県議会定例会に指定議案を提出
8月 非公募による指定管理の実施

- ・ 令和5年度から始まる指定管理については、公募による選定とし、その選定基準については、現在、県が検討している利用者目線の新しい障がい福祉のあり方を反映する予定である。

(3) 利用者の意思決定支援

県は、津久井やまゆり園の利用者一人ひとりが、自らの意思が反映された生活を送ることができるよう支援する、意思決定支援に取り組んでいる。

ア 取組状況

- ・ 意思決定支援の対象となる119名の全ての利用者を対象とした、相談支援専門員、サービス管理責任者、支援担当職員、市町村及び県職員等で構成する意思決定支援チームを利用者ごとに設置し、支援状況の確認、サービス等利用計画等の見直しを集中的に行っている。
- ・ また、日中活動の充実やグループホーム等の体験・見学に取り組み、その記録を重ねるなど、丁寧にアセスメントを進めることで、本人の意思や望む暮らしのあり方を明らかにするとともに、生活の場の方向性を検討している。

イ 今後の取組み

- ・ 今後も、利用者一人ひとりの意思が反映された生活の実現を目指し、この取組みを継続していくが、まずは、年内を目途に、令和3年度の津久井やまゆり園への移転等に向け、新たな生活の場の方向性をとりまとめていく。

別紙

県立障害福祉関係施設（津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園）
指定管理者評価委員会委員（案）

氏名	性別	職業	分野	本県の指定管理者選定委員の経験の有無 (委員会名)	備考
横倉 聡	男	東洋英和女学院大学人間科学部人間科学科教授	学識経験者	有	・障害福祉施策全般が専門 ・かながわ福祉サービス運営適正化委員会委員
佐賀 悦子	女	弁護士	法務関係者 労務管理関係者	有	・高齢者・障がい者の権利に関する委員会副委員
田邊 史健	男	公認会計士	経理関係者	有	・日本公認会計士協会神奈川県会から推薦
川合 明子	女	神奈川県知的障害福祉協会副会長、社会福祉法人すぎな会 すぎな会 愛育寮施設長	施設関係者	無	・神奈川県知的障害施設連合会から推薦 ・障害者支援施設の代表者
大矢 武久	男	神奈川県知的障害者施設保護者会連合会会長	障がい者家族代表者	無	・神奈川県知的障害者施設保護者会連合会から推薦 ・障がい者家族の代表者
奈良崎 真弓	女	神奈川県手をつなぐ育成会所属、にじいろでGO!会長	障がい当事者代表者	無	・神奈川県手をつなぐ育成会から推薦 ・障がい当事者として任意団体の会長

3 障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会の設置について

(1) 設置（案）

ア 設置目的

「津久井やまゆり園利用者支援検証委員会」（以下「検証委員会」という。）による検証で得られた知見を生かし、利用者目線の支援など、障害者支援施設における未来志向の支援のあり方を検討するため、「神奈川県障害者施策審議会」（以下「審議会」という。）の部会として、「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」（以下「検討部会」という。）を設置する。

イ 所掌事項

- (ア) 虐待ゼロの実現、身体拘束によらない支援に関する事項
- (イ) 利用者本人の意思を尊重するなど利用者目線の支援に関する事項
- (ウ) (ア)(イ)を踏まえた障害者支援施設における支援のあり方に関する事項

ウ 委員構成

- ・ 検証委員会で得られた知見を生かすとともに、障がい当事者やその家族など、多様な意見が反映されるような議論の場とするための委員構成とする。（別紙参照）
- ・ 検討部会の部会長は審議会の会長とし、検討部会の副部会長は審議会の副会長とする。
- ・ 検討内容により、必要な情報収集などのため、委員のほかに、オブザーバーの出席を求めることができるものとする。

エ 具体の検討内容等

- (ア) 設置期間
設置日（令和2年7月予定）～令和3年3月31日
- (イ) 検討内容
障害者支援施設の利用者支援について次の検討を行い、令和3年3月末までに、障害者支援施設における未来志向の支援のあり方に係る報告書を取りまとめ、今後の施策に生かしていく。
 - ・ 様々な工夫を図りながら継続的により良い支援を目指す取組みについて
 - ・ 意思決定支援の取組みについて
 - ・ 地域の社会資源との連携について
 - ・ 取組みに対する県の関わりについて
 - ・ 県立障害者支援施設の利用者支援について

(2) 今後のスケジュール

- 令和2年7月 検討部会の設置
- 9月 審議会に検討状況を報告
第3回県議会定例会厚生常任委員会に検討状況を報告
- 11月 審議会に検討状況を報告
- 12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に検討状況を報告
- 令和3年2月 審議会に報告書（案）を報告
第1回県議会定例会厚生常任委員会に報告書（案）を報告
- 3月 報告書取りまとめ

神奈川県障害者施策審議会
障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会 委員（案）

区分	氏名	所属等
		※（ ）内は県の関係会議への委員就任状況
1 学識者 (部会長)	小川 喜道	神奈川工科大学名誉教授 (神奈川県障害者施策審議会会長) (元津久井やまゆり園再生基本構想策定に関する部会委員)
2 学識者 (副部会長)	堀越 由紀子	東海大学教授 (神奈川県障害者施策審議会副会長) (元津久井やまゆり園再生基本構想策定に関する部会委員)
3 学識者	佐藤 彰一	國學院大學教授 (神奈川県障害者施策審議会委員) (元津久井やまゆり園利用者支援検証委員会委員)
4 学識者	大塚 晃	上智社会福祉専門学校特任教員 (元津久井やまゆり園利用者支援検証委員会委員)
5 学識者	野澤 和弘	植草学園大学副学長 (元津久井やまゆり園利用者支援検証委員会委員)
6 障がい当事者	富田 祐	ブルースカイクラブ会長 (元神奈川県障害者施策審議会委員) (元津久井やまゆり園再生基本構想策定に関する部会委員)
7 障がい当事者 の家族	野口 富美子	神奈川県心身障害児者父母の会連盟幹事 (神奈川県障害者施策審議会委員) (元津久井やまゆり園再生基本構想策定に関する部会委員)
8 福祉事業に 精通する者	中島 博幸	神奈川県知的障害施設団体連合会副会長
9 福祉事業に 精通する者	安藤 浩己	神奈川県知的障害福祉協会顧問 (神奈川県障害者施策審議会委員) (元津久井やまゆり園再生基本構想策定に関する部会委員)
10 福祉事業に 精通する者	伊部 智隆	神奈川県社会福祉協議会 (神奈川県障害者施策審議会委員) (元津久井やまゆり園再生基本構想策定に関する部会委員)

4 さがみ緑風園の指定管理者制度の導入時期の変更について

さがみ緑風園について、民間法人の力を生かして、効率的、効果的なサービスの提供を図るため、医療機関との強固な連携、本体施設と診療所の一体的運営の確保に向けた調整を行った。また、運営コストの観点からの検討も行った上で、令和4年4月に指定管理者制度を導入する方向で調整を進めるとして、令和元年第3回県議会定例会厚生常任委員会に報告した。

このたび、指定管理者制度の導入時期について、県の方針を変更したので報告する。

(1) 指定管理者制度導入時期の変更

令和5年度からの「利用者目線の新しい障がい福祉のあり方」を反映させるため、令和5年4月に指定管理者制度を導入する方向で調整を進める。

変更前：令和4年4月1日～

変更後：令和5年4月1日～

(2) 今後のスケジュール

令和4年6月 第2回県議会定例会に指定管理の議案を提出

令和5年4月 指定管理者による管理運営開始